PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成29年度要求額 230百万円(150百万円)

参考資料4-1

背景・目的

- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株 式会社(JESCO)による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自 治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
- 地元と約束した期限を確実に達成するため、本年5月に改正PCB特措法が公布され、 原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
- 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、北九州地域では平成29年度末に終期を 迎えるという逼迫した状況
- 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方 自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査を早急に完了しなけれ ばならない
- ▶ 地方自治体において未だ把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を一刻も早 く行い、未処理事業者への早期処理実施の指導が必要だが、調査対象が86万事業場 にのぼり、地方自治体の負担が膨大なことから、調査の効率化に向けた支援策が不 可欠
- ▶ 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化が必要

事業概要

事業目的・概要等

地方自治体が行う掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けた取組み

- 地方自治体や掘り起こし調査対象事業者からの調査実施に係る相談に 対応するための専門家を派遣し、現場に出張して直接支援を行い、調 査の効率化・早期化を図る
- 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、これ をインターネット等で公開することにより、調査の進捗状況を管理
- 掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、 所有・保管業種等を解析し、未把握廃棄物等の残存量の推計を行う
- 掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気 保安関係事業者等の関係機関との連携体制を構築・強化するための連 絡協議会を開催

低濃度PCB廃棄物の処理促進

● 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無 害化処理認定制度の着実な運用を図る

事業スキーム

環境省 (施策の検討)



民間企業 (事業の実施)

低濃度PCB廃棄物

平成39年3月31日

の処理期限:

● 地方自治体の行う掘り起こし調査の実施加速化、未把握のPCB廃棄物等の全数把握の早期化

● JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了

● 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行

JESCO事業所区域 ごとの計画的処理 未把握のPCB含有 期限 機器の掘り起こし 調査が緊喫の課題 北海道(室蘭)・東京 北海道(室蘭)事業エリア 平成36年3月31日まで 平成35 年 3月31 日まで 北九州·大阪·豊田 平成35年3月31日まで 平成34年3月31日まで

平成35 年 3月31 日まで

平成34年3月31日まで

環境省

- 掘り起こし調査の加速化のため相談窓口の設置
- 専門家を派遣し自治体へ技術的助言
- 調査結果の整理及び精査

派遣・助言 専門家

PCB廃棄物等の早期処理体制の構築

掘り起こし

調査の協力

フォローアップ 調査結果 のフィード

都道府県市

● 効率的かつ早期の掘り起 こし調査実施

● PCB廃棄物等の期限内処 理に向けた効率的な指導

JESCOの計画的処 理期限内での高濃度 PCB廃棄物の確実 かつ早期処理の完了

イメージ

経済産業省

情報

共有▲

電気工作物に該当する PCB使用製品の調査・指

期待される効果

● PCB使用製品の廃止促進



PCB廃棄物対策推進費補助金

平成28年度予算額 1,100百万円(1,000百万円)

背景・目的

- 国の主導のもと中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用し、全国 5 箇所の拠点的広域処理施設においてPCB廃棄物を処理
- JESCOの処理施設は施設立地条件等により化学処理方式となっており、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額
- 中小事業者等のPCB廃棄物保管事業者は資力に乏しいため、これらの事業者が保有するPCB廃棄物の処理をスムーズに進めることは困難
- 排出事業者が不存在又は資力不足の場合等、PCB廃棄物処理基本計画に定める処理 期限内に適正に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物が一定数存在
- 平成28年4月改正のPCB特措法において処理期限内に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物に対して都道府県市が行政代執行できるよう規定しているが原因者から代執行費用を徴収できない場合の都道府県市への支援が必要
- ➤ PCB廃棄物処理基金を造成し、費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を軽減し、中小企業者等の保有するPCB廃棄物の円滑な処理を促進するとともに都道府県市の行政代執行を支援

事業概要

事業目的・概要等

- 国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を(独)環境 再生保全機構に造成
- 中小企業者等がPCB廃棄物を処分業者(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)に処分委託する際にその処理費用を軽減する補助の積立
- PCB廃棄物の処理が安全かつ確実に行われることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助
- 行政代執行に係る自治体の負担軽減のための支援費用をPCB使用製品製造者と協調して積立

期待される効果

- 費用負担能力が小さい事業者の処理促進
- PCB廃棄物の円滑な処理及び確実な早期処理の推進
- 都道府県市の円滑な行政代執行の施行

事業スキーム

■ 補助金

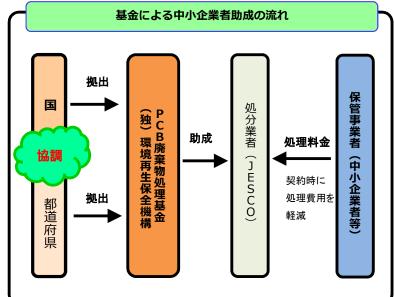
(独) 環境再生保全機構等

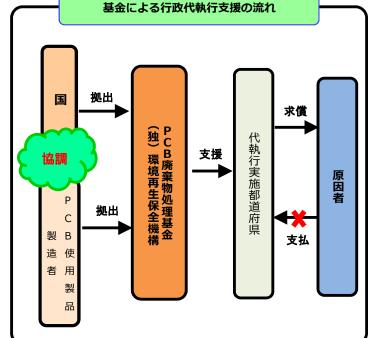
イメージ

助成実績

助成台数	助成金額 (百万円)
1,984	374
3,994	701
6,317	1,160
7,684	1,464
9,212	1,716
12,528	2,447
10,577	2,292
9,507	2,144
8,898	2,140
	1,984 3,994 6,317 7,684 9,212 12,528 10,577 9,507

→処理の本格化に伴い、確実に処理を実施







PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

平成29年度要求額 3.000百万円(3.000百万円)

背景・目的

- PCB特措法(平成13年施行)に基づき、国が中心となってPCB廃棄物処理施設を整
- 日本環境安全事業株式会社(JESCO、政府100%出資。現在は中間貯蔵・環境安全 事業株式会社に改組)を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手
- PCB廃棄物処理基本計画により、JESCOでの計画的処理完了期限を規定
- JESCOでの処理完了後、事業終了準備期間内に速やかにPCBを除去し、処理施設の ある土地を有効に活用できるようにするために、原状回復を行うことが必要
- ▶ 処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、JESCOにおい ては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

事業概要

事業目的・概要等

● JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うため の資金を出資する。

事業スキーム



JESCO

- PCB除去・原状回復費用積立
- 処理終了後、原状回復事業実施

期待される効果

- PCB廃棄物処理に係るJESCOの財務基盤を強化し、地域 住民の安心を確保した早期処理を実施。
- 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実かつ速や かに実施。

イメージ

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明(最初の北九州では100回以上の説明会)を行い、処理施設を整備。
- トランス・コンデンサについて、北九州(H16)、大阪(H18)、豊田(H17)、東京(H17)、北海道(室蘭) (H20) 事業所を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ溶融処理設備を、北九州(H21)、北海道(室蘭)(H25)事業所に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所





東京事業所 北海道(室蘭)事業所

施設整備は、PCB処理装置については 国費100%で整備、建屋や管理棟は JESCOが自ら資金調達して整備。

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1 日から平成34年3月31日までとされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が 本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、速やかなPCB除去・原状回復が求められている。 ⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費(国費)は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



将来の適正かつ速やかな PCB除去・原状回復を確実に するため、JESCOに出資



PCB処理施設整備事業

平成29年度要求額 3,700百万円(1,700百万円)

背景・目的

- PCB特措法(平成13年施行)に基づき、国が中心となって施設整備を実施。 (PCB廃棄物処理基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営を中間貯蔵・環境 安全事業株式会社(JESCO)を活用して行うことを明記)
- 平成26 年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、JESCOの処理期限を延長
- 地元自治体からは、JESCO処理期限延長の受入条件として、JESCOに対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められており、経年劣化を考慮した施設の維持管理について、基本計画に位置付けられている。
- ➤ JESCOのPCB処理施設の改造等により処理を加速化し、長期設備保全計画や定期点 検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実に行う ことにより、地域の安心、安全を確保する必要がある。

事業概要

事業目的・概要等

● 処理促進のための改造

比較的早期に処理が終わる見込みのPCB廃棄物の処理ラインを改造し、処理に比較的長期間処理にかかる見込みの機器についても処理できるようにすることで、処理の促進を図る。

また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

● 補修又は更新

操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について 点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

期待される効果

- PCB処理施設の健全性の確保
- 地域住民に対する安全・安心な処理の確保

JESCO ● PCB処理設備の改造・補修

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

イメージ

● PCB廃棄物の処理を一日でも早期に完了する必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】

一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。

【基本計画抜粋】

事業スキーム

玉

○JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制

補助金

各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理 能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

● 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を 踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】

長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実に行うこと。 【JESCOの取組】

今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。各事業所ごとに長期設備保全計画を策定し、これに基づく設備の更新を着実に行っていく。

【基本計画抜粋】

○国の取組: JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の 健全な維持を確保するものとする。



施設の改造を行い、処理能力の向 トを図る



● 設備の安全性の点検や補修又は 更新を行う



LED照明導入促進事業

平成29年度要求額 2,600百万円(1,600百万円) (うち要望額1,000百万円)

背景・目的

- 各地域において低炭素化を進めるためには照明のLEDを推進することが効果的であるが、初期投資の負担や光熱費削減メリットが享受されにくいなどの理由で、LED照明の導入が進みにくいケースがある。
- これらの状況を踏まえ、小規模地方公共団体や商店街の街路灯等のLED照明導入の支援を行い、地域一体となった低炭素社会の実現を推進する。
- また、昭和47年に製造が中止され、未だ相当数存在するPCB使用照明器具を交換・適正処理することでCO2削減効果が見込まれる。PCB使用照明器具は、期限内に適正処理する必要があるが、交換に必要な買い替え費用等がその障害となっている。
- 本事業では、地域におけるLED照明の導入促進を図るとともに、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することでPCB早期処理を促進するとともに、CO2の削減を図り低炭素化社会の実現を推進する。
- 以上の取り組みによりLED等の高効率照明を2030年までにストックで100%普及を目指す。

事業概要

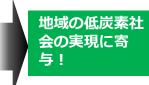
- 1. 地域におけるLED照明導入促進事業 小規模地方公共団体(人口25万人未満)の地域を対象に、以下のLED照明導入事業 を支援する。
- (1) 街路灯等のLED照明導入促進事業 地域内の街路灯等をリース方式を活用してLED照明に更新するために必要な計画策定費用及び計画に基づくLED照明の取付け工事費 用を支援する。
- (2) 商店街における街路灯等のLED照明導入促進事業 商店街の街路灯等(屋外照明)をリース方式を活用してLED 照明 に更新するために必要な取付け工事費用を支援する。
- 2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業 PCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB 廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、LED一体型器具の導入及び設置 に係る費用の一部を支援。











1. 地域におけるLED照明導入促進事業



- (1) 街路灯等のLED照明導入促進事業
- ①LED照明導入調査事業(調査及び計画策定費用)

補助対象:小規模地方公共団体

補助割合: 3/4又は定額(上限600万円又は800万円)

②LED照明導入補助事業(取付け丁事費用)

補助対象:民間事業者

補助割合:1/3~1/5(上限1200万円~2000万円)

※補助割合は自治体の規模に応じる。

(2) 商店街における街路灯等のLED照明導入促進事業

LED照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象:民間事業者

補助割合:1/3(上限500万円)

事業実施期間:平成28年度~

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業



補助対象:民間事業者

補助割合:1/2

事業実施期間:平成29年度~平成31年度

期待される効果

- LEDの高い省工ネ性によるCO2排出量の削減により国の定める削減目標の達成(高効率照明の導入をほぼ100%)に寄与
- 地域で軽減した光熱費等を活用した更なる環境施策・対策の展開
- PCB廃棄物の期限内早期処理とCO2削減の同時達成